

平成30年度第12回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	中澤	一博				
委員	2番	小宮山	晃次	3番	春摘	要	
	4番	小川	啓介	5番	葉狩	健一	
	6番	福安	健	7番	國岡	美保子	
	8番	池本	英夫	9番	植木	克茂	
	11番	寺坂	富雄	12番	竹下	るみ子	
	13番	山中	眞守				

4. 欠席委員(1人) 10番 藤原 康生

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	前川	義則	16番	草刈	章博
17番	平尾	晴次	18番	西沖	和己

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農業振興地域整備計画変更の意見決定について

議案第2号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第3号 平成31年度智頭町農作業受託料金について

議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に(案)について

議案第5号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

第3 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 米本 勝彦 書記 安道 千景

8. 会議の概要

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、平成30年度第12回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。

会 長

皆さん、こんにちは。

啓蟄と言いますか、ぼつぼつ土の中から虫が這い出て、もう春らしくなりかけてきておりますが、昨日から今朝にかけてハタノダイと穂ノ見仙を見ますと、また雪が降っております。真っ白くなっておりました。いつ春が来るのかなということですが、以前、智頭の桜土手が満開の時に、牛臥山、籠山の七合目から上に雪が積もったということがありました。皆さんにおかれましては、これから農業に取り組む準備をされるところでございますので、また智頭町の農業の取り組みということでお願いしたいと思っております。

先だっの県の常設審議委員会での課題・問題点を皆さんにお知らせしたいと思えます。この会につきましては、智頭町農業委員会においても同じでございますけれども、皆さんが毎月1回なり2回は担当エリアのパトロールをして、農地の実態を十分現況把握され、その課題・問題点のところについての取り組みということについては、それぞれ委員の皆さんが検討されているのではないかというふうに思っております。この点についてのあり方でございますが、このたび問題になりましたのは北栄町でございます。ある喫茶店の方ですが、駐車場がないのだと。大体65メートル程離れている。65メートルという時点で課題問題点が出てきました。それならばということで、北栄町農業委員会が出されたものを、常設審議委員会が審議することになりました。現地を確認された他の農業委員の会長が現地確認しに行ったところ、隣接地に違反転用の埋め立て地が出来ておったと。しかし、審議の時の図面を見ると、そこは水田としての圃場がきちっと出来ておると。今回、うちの米本事務局長にも随行させ現地確認をしました。こういうことがございます。今後、地域において現地確認される場合は、やはり点にとらわれず、地域の面張りの中で、全体がどの様な状況であるのか把握していただいた中で、課題問題点があれば指導をやっていただく。これが基本ではなかろうかなというふうに思っているところであります。

話は若干変わりますけれども、聞くところによりますと、今度は山形の方で、先般のアンケートの結果による意見交換会が行われると。智頭町の全域にわたっての面張りの意見交換会が、それぞれの集落においてなされて行くではなかろうかなというふうに感じています。

やはり、アンケートというものは、取って集計までは誰も出来るわけです。次のステップを踏んだときに、アンケート結果による課題問題についての解消

	<p>策というものをどの様に持って行くか。これが農業委員、農地利用最適化推進委員に課せられた大きな課題でございます。その点におきましても、32年の7月には改選ということで3年の任期が終わるわけでございますが、我々の任期中に、遊休農地であるのか、あるいは耕作放棄地であるのか、こういうところを人・農地プランのなかで解消対策に努めてくるんだという意気込みの中で、皆さんには頑張ってくださいますようよろしく申し上げまして、簡単ではありませんけれども、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、総会に入ります。 日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしということですので、それでは、2番 小宮山晃次委員、3番 春摘要委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 日程第2 議案第1号「農業振興地域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案書の1ページでございます。 2月15日付で、智頭町長より意見決定を求められたものです。 番号1番です。申請者が、埼玉県さいたま市の●●●さん他2名です。建築物等設置者が、鳥取市吉成の鳥取県東部広域行政管理組合でございます。土地でございますが、先ず一筆目が市瀬字井手口通り1586番、田んぼで370㎡。二筆目が、同じく井手口通り1587番1、田んぼで495㎡。三筆目が、同じく井手口通り1587番2、田んぼで892㎡。3筆合わせまして1,757㎡となります。事由は消防署の移転に伴うものでございます。 場所でございますが、申請位置図の1ページに位置図を付けております。黄色く示しております3筆が今回の農振除外の対象地でございます。はぐっていただきますと、2ページに公図を付けております。今回、農振除外をするのは3筆でございますが、右隣の1614の1と1615、こちらもこの消防署の敷地となります。こちらにつきましては除外地ですので、今回の申請には上がっておりません。3ページには土地利用計画図を付けております。図面でいくと、上が駐車場で、真ん中よりちょっと下のところに建物、新しい消防署が建つ計画であります。このところに線がちょっと入っておりますが現在の水路で、この部分までが農振除外の申請地と既に除外になっている間の水路となります。</p>

	<p>4 ページですが、ちょっと見にくいですが現状の写真を付けております。このように農地として利用されているものでございます。</p> <p>今後の予定につきましてですけれども、31年度中に土地を造成されまして、32年度、33年度の2ケ年にかけて消防署、建物を建築される予定というところであります。ですから、オープンは平成で言いますと33年の4月の予定でこれから進められるということでございます。</p> <p>それともう一点。今回、農振除外の意見決定を求められましたけれども、消防署につきましては、農地法による許可案件とはならないということですので、この農振除外の手続きが終わりましたら、農業委員会の方に農地転用の申請が上がってくることはない、ということの確認は取っております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9 番	<p>3月3日に申請人の方と個別に面談しました。●●●さんのお父さん、●●さんと●●●●さん、●●●●さんの3名の方との面談です。その結果、3人の方々共々、申請どおりで問題はありませんということを確認しました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>2月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>利用権設定面積ですが、田んぼが 21,392 m²、畑が 2,208 m²、合わせて 23,600 m²です。利用権を設定する者が 14 名、受ける者が 7 名でございます。期間の内訳は、3 年未満のものが、田んぼが 4,935 m²、畑が 2,208 m²で、合わせて 7,143 m²。3 年から 5 年未満のものが 4,833 m²、全て田んぼでございます。5 年から 5 年から 10 年未満のものも田んぼで、11,624 m²となります。</p> <p>3 ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第 2 議案第 3 号「平成 31 年度智頭町農作業受託料金(案)について」を議題とします。</p> <p>平成 31 年度の智頭町農作業受託料金(案)を、別紙のとおり作成したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本日お配りしました別紙でございます。</p> <p>先月の総会後にお示ししたものとまったく同じでございますけれども、これで決定させていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題とします。</p> <p>平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めます。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらもお配りしました、左上に別紙様式2とあるものが、平成30年度の点検・評価(案)でございます。</p> <p>こちらにつきましても、先月お示しし、説明いたしましたものとまったく同じで、内容を全く変えておりませんので、そのままでございます。これにつきましては、31年度にこのものを町のホームページで公開し、町民の方から意見を求め、それを踏まえて5月の総会の時に議案として上程させていただき、決定するという流れになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第5号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。</p> <p>平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めます。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>

事務局長	<p>こちらもお配りしました。2枚物になります、左上に別紙様式1とあるものが、平成31年度の活動計画(案)でございます。</p> <p>こちらにつきましても、先月お示しし、説明いたしましたものとまったく同じで、内容を全く変えておりません。これにつきましても、町のホームページで公開し、町民の方から意見を求めることとしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。</p> <p>公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>
事務局長	<p>それでは議案書の8ページをお願いします。公共事業に伴う一時転用でございます。</p> <p style="text-align: center;">(議案書に基づいて、個別の農地転用報告書の内容を説明)</p> <p>以上の3件を受理いたしました。</p> <p>なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>次に、日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p>

事務局長	<p>議案書の10ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書で、合意解約に伴うものです。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の通知書の内容を説明)</p> <p>以上の2件を受理いたしました。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第12回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時29分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

平成31年3月8日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次

智頭町農業委員会委員 春 摘 要